

# 小型家電を回収します

市では2月より、市内6カ所に回収ボックスを設置して、小型家電を回収します。

小型家電（特に携帯電話やハイテク機器）には、レアメタルなどの金属がたくさん含まれており、これらは日本の産業に欠かせない重要な資源となっております。皆様のご家庭に眠っている小型家電をもう一度資源として生まれ変わらせるため、回収にご協力をお願いします。

## 小型家電ってどんなもの？

小型家電とは、30cm×15cm以下（回収ボックスに投入できるもの）の電気や電池で、動く使用済みの家庭用小型家電のことです。

（例）携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、音楽プレーヤー、カーナビ、電卓など

これらは一例であり、排出禁止物以外のもので、回収ボックスに入る大きさの家電製品であれば対象となります。

## 回収ボックスへの排出時の注意

・袋や箱から出して、回収ボックスに入れてください。

・携帯電話など個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してから出してください。

・電池などは取り外してから出してください。

・回収ボックスに入らないものは、従来どおりの方法で排出してください。

■以下のものは排出禁止です  
・家電リサイクル法対象品目

## 無許可の不用品回収業者には絶対に渡さない

不要になった家電製品を処分するときは、廃棄物処理法の許可を得ない無許可の不用品回収業者には、絶対に渡さないでください。

軽トラックなどで一般家庭や事業所などを回り戸別回収したり、空き地など特定の場所を指定して持ち込ませたり、チラシを配布したりして使用済みの家電製品などを回収する業者のほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可や市の委託を受けておらず、廃棄物処理法に抵触するものです。

家電製品にはフロンガスや鉛

・パソコン本体（パソコン用ディスプレイ含む）  
・乾電池、蛍光灯

## 回収ボックス設置場所

- ・伊奈庁舎
- ・谷和原庁舎
- ・伊奈公民館
- ・谷和原公民館
- ・谷和原保健福祉センター
- ・図書館

58 問 谷和原庁舎生活環境課 ☎  
2111（内線8137）

## 絶対に渡さない

などの有害物質を含むものがあり、これらの不用品回収業者に回収されたものは、適正な処理が行われることが確認できません。小型家電は回収ボックスへ、その他は市が指定する事業者に引き渡してください。

テレビやエアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機といった家電4品目の回収は、家電リサイクル法のルールに従って排出するか、買替えをした家電販売店へ引き渡しましょう。

58 問 谷和原庁舎生活環境課 ☎  
2111（内線8137）

# くらしのQ&A

## 新聞の訪問販売

消費生活センターイメージキャラクター『まみりん』



問 市消費生活センター  
（谷和原庁舎1階） ☎25  
3288

Q

長年、同じ新聞を購読しています。最近他紙の訪問を受け、「5年間の契約をすれば、景品はテレビ」と言われ変更を考えていますが、注意することはありますか？（70代・男性）

A

長期間の新聞の購読契約をした場合、中途解約でのトラブルが多く起きています。特に高齢者の契約では、「入院などを理由に解約を申し出たが、応じてくれない」「中途解約できたが、高額な解約料や景品代を請求された」などのトラブルがあります。

## 景品につられないで！

ここでの景品は「テレビ」ですが、新聞の購読契約で提供してよい景品の上限額は、取引価格の8%または6か月の購読料の8%のいずれか低い金額（通常は最高で2000円程度）となっています。

「テレビ」は景品の上限額を超えていると考えられますが、違法な景品が提供されたとしても、現状では「契約の取消し」「景品やその代金の返還」についての定めが無いため、直ちに解約にはつながりません。

また、クーリング・オフ期間が過ぎってしまった場合は、原則として一方的な解約はできませんので、長期間にわたる購読契約には、十分注意が必要です。